

令和6年度介護報酬改定に関するQ&A その6

令和6年4月24日
旭川市福祉保険部指導監査課

※今後、厚生労働省からのQ&A等が発出された場合は、当該Q&A等に基づき事務処理を行っていただく必要があることを申し添えます。

| No | サービス種別 | 報酬・基準 | 区 分 | 質問 | 回答 |
|----|---------|-------|------------|--|--|
| 1 | 第1号通所事業 | 報酬 | 運動機能向上サービス | <p>運動器機能向上加算が廃止され、総合事業の基本報酬に含まれるとのことですが、今まで作成していた運動器機能向上計画書や毎月の体力測定は今後も必要でしょうか。</p> <p>また、運動器機能向上加算の廃止時期について、厚生労働省の文書に示されているでしょうか。</p> | <p>御質問の件につきましては、いずれも「介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」の一部改正について（令和6年3月15日付け老認発0315第5号）において、令和6年4月1日から適用とされております。</p> <p>また、運動器機能向上サービスの具体的な実施内容につきましては、当該通知に掲げる基準を御確認の上、各事業所において御検討ください。</p> |